

## 健康保険証廃止に伴う実務対応について

標記の件に関しまして厚生労働省からの通達に基づき、本年 12 月 2 日以降の取り扱いを下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ■ 現行の健康保険証の経過措置期間について

12 月 2 日以前に交付された現行の保険証を保有する方は、保険証廃止後 1 年間（令和 7 年 12 月 1 日まで）は経過措置期間として利用することができます。

このことから、資格喪失・抹消・氏名変更等の届出を令和 7 年 12 月 1 以前にされる方につきましては、これまでどおり回収の上、届書に添付していただき、令和 7 年 12 月 2 以降に届出される方においては、届書のみで保険証の回収は不要となります。

#### ■ 「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」について

保険証が廃止されることにより、その方の状況に応じて、「資格情報のお知らせ（現加入者の該当者には一括交付済）」及び「資格確認書（有効期限 5 年）」（ハガキ型の紙）を交付いたします。

##### ◇ 「資格情報のお知らせ」の交付目的

マイナ保険証と一体で携帯する事で、対象となる方がオンライン資格確認の義務化対象外の医療機関も受診しやすくなる事と、当組合において中間サーバーへのデータ登録が完了した通知となります。

##### ◇ 「資格確認書」とは

例外的な対応として、下記の要件に該当されている方に対して、健保組合が交付する「資格確認書」を医療機関等へ提示することで、保険診療が受けられるようになります。

#### 【資格確認書交付要件】（保険証保有者は令和 7 年 12 月 2 以降の対応となります）

①	マイナンバーカードの健康保険証利用登録がなされていない方 (マイナンバーカードを取得していない方や返納した方を含む)
②	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方（マイナンバーカード本体の有効期限切れを含む）
③	マイナンバー未登録の方（マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方を含む）
④	DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方
⑤	申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者）の資格確認書を更新する場合

< 交付方法は「職権交付」または「申請交付」のいずれかになります。 >（次項に交付概要の記載あり）

- ・ **職権交付** : 当組合に、情報連携により中間サーバーから交付対象者の通知が来ますので、該当される方に対して申請によらず職権にて「資格確認書」を交付いたします。
- ・ **申請交付** : 交付要件に該当されている方に限ります。**（厳守）**でお願いします  
「資格確認書（再）交付申請書」\*を提出していただいた方に、**即日交付いたします。**  
なお、新規加入者が必要な方は、「資格取得届」\*及び「被扶養者（異動）届」\*に新設された項目「資格確認書発行要否」欄に「発行が必要」に**✓**を記入してください。

\* 様式変更された「資格取得届」・「被扶養者（異動）届」及び、新設された届書「資格確認書（再）交付申請書」を添付しております。

## 電子申請等における新・旧様式による資格取得届の提出について

電子申請等における新様式による資格取得届に「資格確認書発行要否」項目を追加した仕様書が公開されましたが、当組合の基幹システムにおける対応開始日が、令和7年2月3日(月)を予定していることから、それまでの間は旧様式(「資格確認書発行要否」項目なし)での提出をお願いいたします。

なお、令和7年2月3日(月)以降も旧様式による資格取得届の受付は可能となりますが、旧様式による申請の場合は、「資格確認書」の交付が必要な方の備考欄に「資格確認書要」と文言を固定で記載していただく必要がございます。記載のない方には「資格確認書」の即日交付はできませんのでよろしくお願い申し上げます。

### 【運用スケジュール】

- 令和6年12月2日(月)～令和7年2月2日(日) : 旧様式で対応 <※注意:新様式での申請はエラーとなります>
- 令和7年2月3日(月)～ : 新・旧様式どちらでも対応

### 【マイナ保険証利用登録がある方についての「資格情報のお知らせ」交付概要】

	届書の種類	当組合確認方法	「資格情報のお知らせ」交付迄に要する日数
①	資格取得届	中間サーバーから通知される情報で確認	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目
②	被扶養者(異動)届		
③	氏名変更届	申請書で確認	マイナポータルにログインすることで自身の資格情報の履歴を確認することが可能となる為、原則再交付をいたしません

### 【マイナ保険証利用登録がない方についての「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」交付概要】

	届書の種類	交付方法	当組合確認方法	「資格確認書」交付迄に要する日数	「資格情報のお知らせ」交付迄に要する日数
①	資格取得届	保険者による職権交付	中間サーバーから通知される情報で確認	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目
		本人による申請交付	申請書で確認	処理日当日	
②	被扶養者(異動)届	保険者による職権交付	中間サーバーから通知される情報で確認	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目
		本人による申請交付	申請書で確認	処理日当日	
③	氏名変更届	本人による申請交付	申請書で確認	処理日当日	最短で、当組合処理日以降、基幹システムにおける5営業日目
④	資格確認書(再)交付申請書				

### 【資格確認書の回収】

「資格確認書」を交付した方が、有効期限内に資格喪失・抹消・氏名変更等の届出をされる場合につきましては、「資格確認書」回収の上、届書に添付していただく必要がございます。

### ■マイナ保険証の利用登録解除について

利用登録の解除を希望する方は、解除申請対象者本人により「マイナ保険証利用登録解除申請書」\*を、当組合へ提出(事業主様経由の提出も可)してください。

#### <当組合受付処理後>

- 本年12月2日以降に加入の方においては、「資格確認書」を交付いたします。
- 現行の保険証を保有する方においては、令和7年12月1日までは保険証の利用が可能ですので、「資格確認書」は令和7年12月2日以降の交付となります。

\*新設された届書「マイナ保険証利用登録解除申請書」を添付しております。

### ■資格情報のお知らせ差分発行について

前一括発送以降、9月8日～12月1日迄に登録された加入者につきましては、当組合より「資格情報のお知らせ(個人番号の下4桁無し)」を一括交付し、事業所様へ簡易書留にて令和6年12月中の送付予定となっております。届きましたら、被保険者の皆様へ配布していただきますようお願いいたします。

### ■当組合ホームページ「届出書・申請書ダウンロード」のリニューアルについて

12月2日以降の受付分よりご使用いただく届書(「資格取得届」、「被扶養者(異動)届」、「資格確認書(再)交付申請書」、「マイナ保険証利用登録解除申請書」)については、取り急ぎ、添付しておりますが、近日中に大部分の届出書および申請書のリニューアルを予定しておりますので、今後はホームページより新様式をダウンロードして、ご使用いただきますようよろしくお願い申し上げます。